

時価評価における相殺と表示について ——総額主義と純額主義の再検討——

星野一郎

はじめに——問題意識

近時の企業会計における重要な研究テーマのひとつに、有価証券あるいは金融商品に対する時価評価がある。このテーマについては、多様な関心あるいはアプローチからの展開が可能である。時価評価という会計問題には技術的な側面が強く、このことが問題の本質を理解しにくいものにしている。一見すると瑣末な技術的問題でありながら、そのじつそこには物事の本質が含まれていることが多い。「神々は細部に宿りたまう」のである。

本稿においては、時価評価における技術的問題のひとつを取り上げ、そこに内在する本質について考察する。それは時価評価における「相殺」とその表示である。より会計的な用語でいえば、時価評価における総額主義と純額主義についての検討である。

会計学においては一般に、純額主義よりも総額主義のほうが理論的にすぐれているとされる。純額主義においては、類似または相反する項目（数値）間においてそれらを相殺・表示するために、総額主義によった場合と比較して、そこで提供される「情報量」が少ないとされるからである。具体例として、貸付金と借入金を相殺して、その差額のみを表示するというケースがあげられる。たとえば、貸付金100万円・借入金70万円と表示する総額主義と、それらを相殺して貸付金30万円と表示する純額主義との理論的および実務的な優劣は明らかであろう。

有価証券の時価評価においても、これと類似の問題が生じる。そこで問題となるのは、含み損と含み益、評価損と評価益、および売却損と売却益である。これら項目の「相殺」が有する会計的含意を考察することが本稿の目的である。議論を単純化するために、ここでは、評価対象を市場性の

ある株式および社債に限定する。こうした限定を付したとしても、その理論的な展開可能性を妨げるものではない。

本稿において意図しているのは、有価証券の時価評価にともなう、広義の「含み損」・「含み益」についての「相殺」とその表示の考察による、企業会計における総額主義と純額主義の再検討である。このような「相殺」とその表示を検討することにより、会計処理とディスクロージャーの接点について新たな知見がえられる可能性がある。

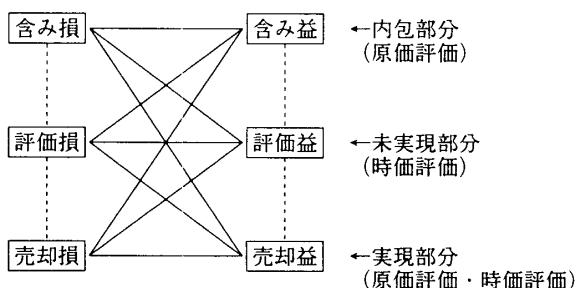
I 「相殺」のパターン

本稿において考察する「相殺」にはいくつかのタイプ・組合せがありえる。それらすべてを詳細に検討することは煩雑であり、また理論的に有意義ではない。本稿では特定の観点から、「相殺」のパターンを識別し、その会計理論的意義について考察する。この「相殺」パターンは、これ以降の議論展開に理論的基盤を提供するものである。

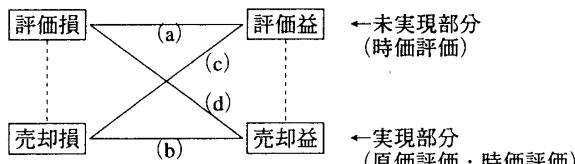
ここで想定される「相殺」のパターンは、概念上あるいは理念上、図表1のように9つのものが考えられる。しかし、含み損と含み益の相殺、含み損と評価益や売却益の相殺、および、評価損や売却損と含み益の相殺は、現実的にはありえず、したがってこれら9つのパターンは、図表2に示す4つのパターンに集約される。

その定義から、含み損と含み益は内包部分であ

図表1 「相殺」の9パターン（想定されえるすべてのパターン）



図表2 「相殺」の4パターン（検討すべきパターン）



り、売却損と売却益は実現部分であり、また評価損と評価益はいわゆる未実現部分である。原価評価によった場合には、評価損と評価益は生じないが——したがって、含み損益が生じることになる——、低価評価によった場合には、評価損のみ生じることになり、時価評価によった場合には、評価損と評価益がともに生じる可能性がある。また他の条件が等しいかぎり、原価評価によった場合には、時価評価によった場合にくらべて、多額の売却損と売却益が計上される傾向がある。低価評価を採用すれば、売却益のみを生じ、売却損は生じないか、売却損が生じたとしても僅少であるはずである。なお時価評価によった場合ですら、評価時点と売却時点の時間差に起因する売却損または売却益が計上される事態が想定される。しかし時価評価による場合には、他の場合にくらべて、売却損または売却益が計上される可能性あるいはその際の金額は僅少なはずである。

図表2で示した「相殺」のパターンはつぎの4つである。第1は評価損と評価益の相殺であり（以下、これを(a)という）、第2は売却損と売却益の相殺であり（以下、これを(b)という）、そして、第3は売却損と評価益の相殺であり（以下、これを(c)という）、第4は評価損と売却益の相殺である（以下、これを(d)という）。これらの相殺のうち、頻繁に言及されるものは(d)であるが、これは低価評価のもとの評価損を穴埋めするための決算対策¹である。この決算対策は、その会計上のダメージを軽減するための相殺である。

(a)は時価評価を前提としたものである。有価証券の種類あるいはその特性を無視した議論を展開すれば——これらの点に着目した議論は後ほど展開する——、このタイプの相殺は、同種の会計的特性を有するもの同士の相殺であり、その点にか

んする理論的な問題は原則として存在しないと考えられる。

(b)は理論上、どの評価基準のもとでも成立するが、その金額が高額になるのは、定義上、原価評価が採用されている場合、およびなんらかの事情から決算対策が実行されている場合である。低価評価による場合、相対的にも絶対的にも、売却損はより少額になる可能性が高い——換言すれば、売却益はより多額になる可能性が高い——。またこの相殺は、(a)と同様に、同種の会計的特性を有するもの同士の相殺である。

(c)は評価益の計上がその前提となることから、時価評価が予定されているといえる。このタイプは、その評価益が過大なために、期間利益を減少させるために、売却損を計上するという「逆粉飾」といえる——またなんらかの事情から、多額の売却損を計上せざるをえず、期間利益の減少を抑制するために、評価益を計上する「粉飾」をおこなっているともいえよう——。しかし先述したように、時価評価によっている場合、計上できる売却損は僅少である可能性が高く、こうした「逆粉飾」を効果的におこなうことは原則的に不可能である。またこの場合、会計的特性の異なるもの同士を相殺しているといえる。

(d)は先述したように、決算対策として採用されるタイプの相殺である。これは、評価損と売却益という、会計的特性の異なるもの同士を相殺していることから、その意味において問題があるといえる——これについては後述する——。

なお、評価損と売却損の組合せも想定されるが、この場合は、損失（費用）同士の組合せであり、定義上、「相殺」にはあたらず、むしろ「加算」であろう。同様のことは、評価益と売却益の組合せについてもあてはまる。これらについては本稿の検討対象としない。

II 持分証券と負債証券の区別

以上における考察は単純化された前提のもとで展開されている。理論的な考察をなそうとすれ

¹ こうした決算対策についてはつぎの文献を参照のこと。

星野一郎『銀行保有国債の評価方法変更にかんする会計問題——評価方法としての低価法と原価法をめぐって——』『産業経理』1988年10月、84-98頁（または星野一郎『会計政策の法則——会計行動の特性と背景——』同文館、1999年の第2章「銀行保有国債の評価方法にかんする会計問題」（39-58頁））。

ば、別の観点からも検討する必要がある。ここで問題となるのは、時価評価における、評価損²と評価益³の「相殺」の際に持分証券と負債証券を区別する必要性およびその理論的意義である。これを厳密に検討するためには、多様な組合せの会計的意義について考察する必要があるが、本稿では、これらのうち理論的に有意義なものに限定した議論を展開する。

本稿では、持分証券としては市場性のある株式を取り上げ、また負債証券としては市場性のある社債を取り上げることにする。こうした限定を付したとしても、その理論的意義を減ずるものではない。ここで展開される議論およびその理論的結論は、このような限定を付さない場合にも基本的に妥当する。

第1の組合せは、株式同士の評価損と評価益の相殺に限定した場合であり、第2は社債同士のそれに限定した場合であり、そして第3は株式と社債の組合せを想定した場合である。これらの場合のそれぞれにおいて、さらなる場合分けができる。以下、これらについて検討する。

II・1 株式のみに限定した場合

株式同士の相殺については、概念上、つぎの2つのケースがある。ここでは普通株を前提とした議論を展開する。

(1) 同一企業が発行した株式同士の相殺

このケースは、同一企業の株式同士であるので、その議論の前提から、その取得時期が異なることが想定されている。取得時期が異なり、そのためには取得価額も相違し、決算時点（あるいは評価時点）における市場価額と取得価額の差額が逆方向——つまり、評価損と評価益——の場合がありえる。たとえば、A社の株式を2003年1月末日に500円で取得し、さらに同社の株式を同年2月末日に600円で取得し、同年3月末日の決算日での市場価格が570円であるケースである。このケースでは、前者の株式は70円の評価益が生じており、また後者の株式は30円の評価損が生じている。ここでのおこなわれ、その結果、40円の評価益が計上されることを意味する。

これから明らかなように、こうしたケースは、会計制度上、時価評価が実施され、かつ原則的に、同一企業が発行した株式の取得時期が同一会計期間に属することが前提となる。

このケースでは、特定企業の株式の価格変動リスク——およびその背後にある事業リスク——を反映した、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスを相殺しているのであり、理論的な問題は左程ないものと考えられる。しかし、当該株式の保有期間の長短等をどう考えるかという問題は残る。さきの数値例でいえば、70円の評価益は2003年1月末日から同年3月末日までの期間にかかるものであり、30円の評価損は2003年2月末日から同年3月末日までの期間にかかるものである。こうした、保有期間の異なる——それら期間が重なっている場合もある——株式相互のキャピタル・ゲインとキャピタル・ロスを相殺することが、理論的に妥当であるかという問題は残る。

また、このケースを含む、以下のすべてのケースに妥当することであるが、実質的・会計的な「相殺」と形式的・開示的な「表示」との関連性をどのように捉えるかという点も重要であるが、これについては第V節において考察する。

(2) 異なる企業が発行した株式同士の相殺

このケースでは、当該株式を発行した企業が異なるわけであるから、それら株式の市場価格およびその変動は、異なる事業リスクとその結果である（異なる）価格変動リスクを表象したものである。ここでおこなわれる相殺は、異なる事業リスクをあらわしたキャピタル・ゲインとキャピタル・ロスとの間で実施されることになる。

このケースにおいても、上記(1)と同様に、当該株式の保有期間の長短等にかかる問題があるが、本稿では、この点についてこれ以上言及しない。

II・2 社債のみに限定した場合

社債同士の相殺については、概念上、つぎの2つのケースがある。

(1) 同一企業が発行した社債同士の相殺

このケースでも基本的に、II・1の(1)と同様の問題が生じる蓋然性がある。しかしながら、株式と異なり、社債に特有の問題もある。それは、金利

² 売却損についても検討する必要があるが、後述するように、キャピタル・ロスという会計的本質は同一であるので、また売却損について検討すると煩雑になるので、ここでは評価損のみを前提に考察する

³ 脚注2で述べたのと同じ理由により、ここでは評価益のみを前提に考察する。

リスクと信用リスクにかかる問題である。これらリスクの特性とその問題について詳述することは、本稿の目的ではないので、「相殺」に関連する範囲と程度において言及するにとどめる。

このケースにおける理論的な主要論点は信用リスクである。なぜなら、これは同一企業が発行した社債同士の相殺であるので、そこで相殺の対象となる評価損と評価益はともに、当該企業あるいはその社債の信用リスクを反映したものとなっていいるからである。ここで、同一企業が発行した複数の社債が評価損と評価益を計上するということは、換言すれば、これら複数の社債は、その取得時期あるいはその発行条件が異なっているということを意味する。さもなければ、同一企業が発行した（複数の）社債が評価損と評価益を同時期に計上するということはありえない。

社債について金額的に問題となるのは、一般に、評価益ではなく評価損のほうである。その定義的特性のために、社債の市場価格がその額面額を超えることは原則的にありえない。多くの場合、取得価額と市場価格の関係は、前者のほうが高額となる傾向にある。社債権者の立場からすれば、投資金額たる社債の額面額——取得価額にきわめて接近——の回収におもな関心があり、当該社債の市場価格の下落——最悪の場合、債務不履行——にもっとも注意をはらっているはずである。

社債の額面金利の一部（または全部）は、当該社債発行企業の発行時の信用リスクによって決定されると考えられる。信用リスクによって金利リスクが規定され、そして、価格変動リスクがそれらの影響を受けると想定される。このように考えると、社債の評価損益を決定する要素は、当該社債発行企業の信用リスクと、その後の市場金利の変動によって規定されているといえる。社債の評価損益を予想することが困難なのは、社債発行企業の社債発行後の信用リスクの変化、および、社債発行後の市場金利の変動予想が困難だからである。かような意味において、社債発行後の信用リスクの変化、および、社債発行後の市場金利の変動は、一種の「時間リスク」であるといえる。将来のこととはわからないので、それがリスクを構成しているのである。

一般的にいえることは、社債のリスク量は、評価時点の信用リスクと金利リスクの和であり、そ

のリスク総量は、評価時点から償還時点（または売却時点）までの、信用リスクと金利リスクの総和である。したがって、残存期間が長いほど、信用リスクの残存総量が大きくなる。またその特性から、残存期間の長短に応じて、その金利リスクのウェートが異なると考えられる。

社債をその発行時に取得したケースにおいては、原則的に、キャピタル・ゲインが生じないか、たとえ生じたとしてもきわめて少額なものになるとを考えられる。これに対して、社債発行後一定期間経過した後に流通市場で取得したケースにおいては、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスが一定程度以上生じる蓋然性がある。

(2) 異なる企業が発行した社債同士の相殺

ここでは、異なる企業が発行した社債同士の評価損と評価益の相殺を問題とする。この場合、その発行時点と取得時点をどのように想定するかによって、複数のケースについて考察する必要がある。ここでは異なる企業が発行した2つの社債間での相殺について検討する。これら2つの社債（あるいはその発行企業）の信用リスクは、定義上、当然に異なるものと予想される。

検討対象とする社債の保有期間にわたって、その信用リスクが変化しない——またはその変化が一定の狭い範囲にある——場合、「相殺」における理論上の障害は実質的に存在しない。この場合においては、理論上有りは実際上、評価益が生じることは稀だからである。ここで問題となるのは金利リスクである。

これに対して、社債の信用リスクが変化する——またはその変化が一定の狭い範囲にない——場合、「相殺」が問題となるのは、双方の社債が発行市場で取得されたケースをも含める必要がある。しかし本稿においては、議論の煩雑さを回避するために、このケースについては検討しない。

ここで検討すべきケースはつぎの4つである。しかし上記に示した理由により、(w)と(x)については、ここでの仮定に準拠するかぎり、とくに考察する必要性はない。したがって本稿では、(y)と(z)にかぎった考察を展開する。

(w) 同一時点で発行された2つの社債をその発行時点で同時に取得したケース

(x) 発行時点が異なる2つの社債をともにその発行時点で取得したケース

- (y) 同一時点で発行された2つの社債の一方はその発行時に取得し、他方はその発行後一定期間経過したのちに流通市場で取得したケース
- (z) 発行時点が異なる2つの社債の一方はその発行時に取得し、他方はその発行後一定期間経過したのちに流通市場で取得したケース

(y)と(z)の基本的な相違点は社債の発行時期である。(y)においてはこれら2つの社債発行は同時期であるが、(z)ではそれが異なっている。ここで注意を要するのは、(y)における社債発行時期は、完全に同一日である必要ではなく、経済的な実態が異ならないとみなして問題ない程度の相違であれば、実質的に同一日と考えて差し支えなかろう。

(y)の場合、発行時点が同じなので、少なくともその時点においては、2つの社債はともに原則的に、その市場価格はそれぞれの企業の信用リスクのみによって構成されているはずである。しかしここで、さきに取得した社債は、発行後一定期間経過したのちに流通市場で取得されているので、これら2つの社債の償還期間が同一とすれば、今後到来する評価時点においては、さきに取得した社債のほうが、他方の社債にくらべて相対的に、より大きな価格変動リスクにさらされている可能性がある。

これに対して、(z)では元来、その発行時点が異なるが、これら2つの社債の償還期間が同一とすれば、その評価時点によって、発行後に流通市場で取得した社債については、(y)のケースにくらべてより大きな価格変動リスクにさらされていると考えられる。

いずれにしても、異なる企業が発行した社債の評価損益同士の相殺は、異なる社債発行企業の信用リスクあるいは金利リスク同士を相殺・比較し

図表3 想定される株式と社債の組合せ

	株 式	社 債
(1)	A社	A社
(2)	A社	B社
(3)	A社	B社, C社
(4)	B社, C社	A社

(注)このアルファベットは当該有価証券の発行会社を示す。

ていることになる。

II・3 株式と社債の組合せを想定した場合

株式と社債の組合せを想定すると、多様で複雑なケースが考えられる。しかし、過度な詳細さは理論上有益とはいえないもので、本稿ではつぎの組合せに限定した検討を展開する。その組合せをひとつの中身に示すと図表3のようになる。

(1) 同一企業の株式と社債との組合せ

この組合せでは、その取得時期が問題となるが、この点は先述したので繰り返さない。

この組合せでは、株式が表象する当該企業の事業リスクと、当該社債が表象する信用リスクとが相殺・比較されていることになる。これは同一企業の株式と社債なので、そこにおいては、事業リスクが株式の価格変動リスクに影響をおよぼし、信用リスクが社債の価格変動リスクに影響をおよぼし、同時に、事業リスクが信用リスクに影響をおよぼす可能性がある。ここでは異なる種類のリスク同士が相殺・比較されていることになるが、そこにおけるリスクはあくまで同一の企業にかかるものである。この意味において、このタイプの相殺・比較は、理論的に問題は少ないと考えられる。

(2) 特定企業の株式とその他の企業（単数）の社債との組合せ

この組合せでは、A社の事業リスクとB社の信用リスクとが相殺・比較されている。ここで、異なる経済主体たる企業間の、なおかつ、異なる種類のリスク間の相殺・比較をどう認識するかが論点となる。

単純化した議論を展開すると、異なる経済主体たる企業間の相殺・比較、および異なる種類のリスク間の相殺・比較は、理論的に好ましくないといえるかもしれない。しかしながら、異なる経済主体や異なるリスクの間であるので、なおさら、相殺・比較する意義があるともいえよう。これらのうちのどちらの考え方を準拠するかは、興味深い研究テーマと思われる。以下、この点について若干の考察をこころみる。

本稿においてはこれまで、断わらないままに相殺と比較を互換的に用いてきたが、ここではまず「比較」について検討する。原則的に「比較」は、同一の要素についての、異なる主体間にかかる問題である。より具体的にいえば、身長という同一

の要素についての、複数の人間間における比較がこれにあたる。

これに対して、ひとりの人間の、身長と座高という、複数の要素間の比較をなすこともありえる。この場合、身長と座高を比較し、そしてそれらを相殺したもの（差）をもって「足の長さ」を把握することがこころみられているのかもしれない。この例では、身長と座高という、双方とも「長さ」であらわされるもの同士を比較・相殺しているので、それらは異なる要素とはいえないかもしれない。質的に完全に異なる要素とは、身長と体重のようなものである。この場合、身長と体重との相殺には、積極的な意義を見出しがたい。ここでは相殺ではなくて、それらの比率が重要な可能性がある。しかしながら、身長と体重の比率を算定することは、「広義の相殺」にあたるとも考えられる。

このような例によって考察したことを敷衍すると、A社の事業リスクとB社の信用リスクとの相殺・比較が、理論的に好ましくないとする積極的な主張は展開しにくいと考えられる。むしろ、比較の本質的意義のひとつは、この点にあるともいえよう。ただし、比較が即、相殺に結びつくわけではなく、そこには、それら複数の要素間に内容的な類似性または相関性が認められる必要がある。こうした類似性または相関性が見出されるかぎり、そこにおいて相殺がなされることに異議をはさむ理論的余地はない。相殺をなす究極的な目的のひとつは適切な比較をなすことである。

（3）特定企業の株式とその他の企業（2社）の社債との組合せ

上記（2）を容認して、この組合せを否認することは理論的に困難である。この組合せは、A社の事業リスクとB社・C社の信用リスクとの相殺・比較である。さきの（2）と違うのは、組合せの数が多くなった点である。（2）での組合せは1通りであるが、このケースでは、基本的に3通りの組合せがある。それは、A社の株式とB社の社債、A社の株式とC社の社債、B社の社債とC社の社債との組合せである——とりあえず、相殺・比較を2者間に限定する——。

これら3通りの組合せの個別ケースについてはすでに検討してきたので、これらの個別ケースについては言及しない。ここで問題があるとした

ら、その個別ケースをめぐる理論的问题は解決されていたとしても、これら3つの有価証券の相殺・比較が同時に——および一定の時間差の範囲内で——生じた際に理論的问题が発生しないかという点であろう。この点についての考察は割愛する。

（4）特定企業の社債とその他の企業（2社）の株式との組合せ

この組合せは、B社・C社の事業リスクとA社の信用リスクとの相殺・比較である。ここで想定される組合せも3通りある。その組合せは、B社の株式とA社の社債、C社の株式とA社の社債、および、B社の株式とC社の株式との組合せである。これらの組合せについても、先述した単純な組合せに還元できるので、ここで言及する必要性はない。

以上、このⅡ・3で考察した多様な組合せは、本質的には、Ⅱ・1とⅡ・2において検討した結論に還元可能である。このⅡ・1とⅡ・2で検討したことの内容的本質は、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスおよびそれらをめぐる問題であると考えられる。

III キャピタル・ゲインとキャピタル・ロス

有価証券の時価評価における理論的な論点のひとつに、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスがある。時価評価をおこなった際に生じる評価益と評価損は、それぞれ、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスであり、また、売却益と売却損もその本質は、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスである。そして、原価評価あるいは低価評価をおこなった際に内在する含み益と含み損もその本質は、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスである。したがって、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスという観点からは、評価益と売却益と含み益、および、評価損と売却損と含み損は、本質的、理論的に、無差別であるといえる。

こうした考え方を敷衍すれば、評価益と売却益と含み益、および、評価損と売却損と含み損を、それぞれ、相殺することに理論的问题はないと考えられる。しかしながら、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスの会計上の相違を重視すれば、評価益と評価損、売却益と売却損、および、含み益と

含み損との相殺は、厳しく批難される可能性がある。

このように考えてみると、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスの本質をどのように捉えるかによって、評価益と売却益と含み益、および、評価損と売却損と含み損をめぐる「相殺」と「表示」の問題の理論的意義は異なったものになる。こうした認識に基づき、キャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスと「相殺」・「表示」の問題との関連性について検討する。

ここで重要な点は、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスの理論的本質と「相殺」という形式的な表示を区別することである。一般的にいえば、理論的本質が形式的表示を規定すると考えられるかもしれないが、この場面においては、こうした考え方には有益ではない。なぜなら、情報伝達という点からすれば、形式的表示それ自体が本質的意義を有しているからである。この点は、企業会計上、総額主義と純額主義に関連するので、それについては第IV節において考察する。

ここでは、キャピタル・ゲインとインカム・ゲインの関係について簡単に言及しておく。周知のように、株式（普通株）についていって、キャピタル・ゲインとは、実現・未実現とを問わず、その取得価額と市場価額あるいは売却価額との差額を意味し、インカム・ゲインとは金銭または株式をもってなす配当を意味する。社債についていえば、キャピタル・ゲインとは、実現・未実現とを問わず、その取得価額と市場価額あるいは売却価額との差額のことであり、インカム・ゲインとは金利のことである。

株式におけるキャピタル・ゲインは、基本的に、事業リスクを表象しているものであるが、部分的には信用リスクをも表象しており、またインカム・ゲインは、事業リスクを表象している。これに対して、社債におけるキャピタル・ゲインは、原則的に信用リスクを表象しており、またインカム・ゲインは、金利リスクを表象しているものであるが、部分的には事前的な事業リスクをも表象している（固定金利の場合）。

V 総額主義と純額主義

V・1 投資者と債権者

従来から企業会計においては、おもに表示上の問題として、総額主義と純額主義が俎上にのぼることが多かった。そこでは、はじめにも記したように、主として「情報量」の観点から、総額主義が推奨される。こうした主張の理論的構成は明瞭である。しかし根本的な論点は、こうした単純な主張ではなく、現実になされる「相殺」の程度であると考えられる。

わかりやすい議論を展開すれば、いくら理想的であるといつても、あらゆる勘定科目・項目についてすべからく表示することは現実的ではない。会計実務的かつ会計理論的に重要なことは、コスト・ベネフィットの観点から、どの程度の総額主義を妥当とするかである。これは、どの程度の純額主義をもって適切と考えるかという問題もある。ここにおける理論的前提は、完全な総額主義そして完全な純額主義は実務的にも理論的にも、その存在意義は稀薄であるという認識である。

完全な総額主義は、純理論的には、その会計情報利用者に多大な価値を有する情報を提供するかもしれないが、会計情報作成者には膨大な情報作成コストと開示コストの負担を強いることになり、また会計情報利用者にしても、提供される会計情報があまりに詳細だと、その分析のために過重なコスト負担を強いられる可能性がある。そして完全な純額主義では、会計情報作成者が多くの情報作成コスト等を負担することはないが、会計情報利用者に提供される会計情報があまりに貧弱なものとなるという意味での不都合がある。

このような前提・認識のもとにおいては、たんに総額主義が理論的に望ましいと主張するだけでは有意義とはいえない。そこで本節では、総額主義と純額主義の関係、そしてその折衷案の決定を、時価評価における相殺によって考察する。

ここでは、総額主義と純額主義の関係およびその理論的評価を、情報量という観点からだけではなく、投資者保護と債権者保護という観点を導入することによって、新たな知見の提示をはかってゆく。

概念的に考えれば、総額主義は投資者保護に結びつき、純額主義は債権者保護に結びつくと思わ

れる。単純化すると、そして極端にいえば、会計情報利用者としての債権者は、結果的には、与信先の純資産のみに関心があると考えられる。こうした債権者にすれば、これ以外の会計情報はあくまで「附属的」なものであろう。これに対して、会計情報利用者としての投資者は、投資先企業の財政状態および経営成績をより詳細に把握したいという欲求を有していると考えられる。したがって投資者からすれば、相殺した結果としての純額のみでは、その意思決定にとって有益な会計情報とはいえない。このような傾向が生じるのは、投資者が特定の財政状態に至った「プロセス」を注視するのに対して、債権者は「結果」としての財政状態を注目しているからにはかならない。

上記の議論は極端に単純化した場合であり、別の観点から検討すると異なる結論を導出することが可能である。債権者が「結果」としての財政状態のみに関心を有するのは、当該企業の破綻を予想している場合にかぎられよう。そうでないときには、いわば清算結果としての「相殺結果」——もっとも純粋な意味での純額主義によるもの——のみに注目するのではなく、さきの投資者と同様に特定の財政状態に至った「プロセス」を注視する蓋然性がある。

債権者が清算結果としての「相殺結果」のみに注目するというのは、極端な論理展開であるかもしれない。たとえ債権者が清算結果にしか関心を示さないとしても、債権回収の優先順位についての法律的な規程があり、また、経済的な実態のうえからもそこには優先順位あるいは回収可能性上の順位があるはずである。洗練された債権者は、こうした優先順位とその結果に対して強い関心を有していよう。この関心を満足させるのは、上記の意味での「結果」ではなく、その「プロセス」である。

ここで注意を要するのは、特定の財政状態に至った「プロセス」に対する関心といつても、投資者の関心と債権者のそれとでは、その会計的な内容が異なる蓋然性がある点である。この「プロセス」に対する投資者の関心は、当該企業が獲得した利益の構造——収益構造と費用構造——およびその将来性（予測）にあるのに対して、債権者の関心は、当該企業に対して有している債権元本およびその利息の回収をすすめていくうえでの、

おもに資金をめぐる構造の現状およびその将来性（予測）にあると考えられる。したがって、投資者と債権者が同様に、特定の財政状態に至った「プロセス」に関心があるとしても、それぞれが理想的な会計情報を希求した場合、そこで産出される会計情報および構築される会計システムはおのずと異なるものになることが予想される。

こうした考え方から時価評価における「相殺」とその「表示」について考察すると、どのような結論が導出されるであろうか。念のため確認しておくと、本稿においては、市場性のある有価証券を前提としている。こうした前提のもとでは、その評価益は原則として、一定以下の「コスト」負担によって、その実現が可能であると期待される。ここでいう「コスト」には、当該有価証券の売却にともなう支払手数料・税金が含まれるのは当然として、それに加えて、一定量以上の特定有価証券の市場売却にともなう市場価格の下落——よって、当初算定された評価益ほどには事後的な売却益は多くない——も算入されるべきであろう。時価評価の制度化が議論された当初には、このような市場価格の下落をもって、それがたかも時価評価の本質的な欠陥とする議論も存在したが、こうした議論は本質的なものではない。

IV・2 キャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスとの関連性

第I節、第II節および第III節の内容を踏まえた議論を開拓する。ここで問題となる「相殺」には、大きく分けて、2つの視点がある。第1の視点は、キャピタル・ゲインたる項目同士の相殺、というよりも「通算」あるいは「合計」およびキャピタル・ロスたる項目同士のそれである。この項目とは、キャピタル・ゲインにかんしては、評価益と売却益そして含み益である。本稿においては、原則的に時価評価を前提としているが、そうであれば、含み益を生じないはずである。しかしたとえ時価評価を採用しようとも、財務会計上の評価時点は決算時にかぎられるわけであるので、決算時以外の時点においては、そして売却をしないかぎりは、特定時点においては含み益を内包した状態となっている可能性がある。同様のことは、キャピタル・ロスたる項目についてもあてはまる。時価評価といえども万能ではない。

この第1の視点のもとでは、評価益と売却益そして含み益は、その本質がキャピタル・ゲインである点において同一の経済的実態を有していると考えられる。こうした視点からすれば、評価益と売却益そして含み益の個別的な表示に積極的な意義を見出せないことになる。しかし会計的定義に着目すると、また別の帰結が導出できよう。売却益はすでに実現した収益であり、それに対応する資金的裏づけが確保されており、評価益はいまだ実現していない収益であり、それに対応する資金は当該企業に流入していない。こうした評価益の会計的特性から収益としての適格性に対して疑義が向けられることがあるが、これは適切な批判とはいえない。少なくとも本稿で検討しているのは市場性ある有価証券であり、よって、その評価益は高度の「収益としての適格性」⁴を有していると考えられるからである。このような考え方を敷衍すれば、含み益についても、この意味での「収益としての適格性」を備えているといえる。

評価益と売却益そして含み益がともに「収益としての適格性」を備えているからといって、それらを単純に「合計」してもよいと結論することはできない。これらが「収益としての適格性」を有しているとしても、その資金的裏づけあるいは資金の入手可能性・確実性は相当程度異なる。確実にいま現在、手許に現金として存在するものと、経済的には現金にかぎりなく近いとはいえ、いまだ現金化されていないものとでは、その「表示」上の扱いが異なるのも当然といえる。こうした「表示」上の扱いは、他の会計項目・勘定科目についても、従来からおこなわれてきたところである。

以上のこととは、原則的に、評価損と売却損そして含み損についてもあてはまる。これらも、会計的に等しく「費用としての適格性」を有していると考えられる。

第1の視点は「相殺」というよりも、「合計」といったほうが適切である。しかし「相殺」も「合計」も、「集計」という点では同一の概念である。異なるのは、「合計」が「同方向の集計」であるのに対して、「相殺」は「逆方向の集計」である点で

ある。この第1の視点については、投資者も債権者も、基本的に同一の指向を示すと思われる。収益または費用についてのより詳細な情報と特性を知りたい、洗練された会計情報利用者は、投資者でも債権者でも、こうした「相殺」を好まない蓋然性がある。そうした特性を有さない会計情報利用者、あるいは簡略な会計情報で足りる場合には、このような「相殺」処理された結果としての情報の「表示」を選好するかもしれない。

第2の視点は、評価益と評価損の相殺、売却益と売却損の相殺、および含み益と含み損の相殺である。これこそが本来的な意味での「相殺」、つまり、「逆方向の集計」にあたる。投資者と債権者の関係にかんしていえることは、債権者は、評価益と評価損の相殺、売却益と売却損の相殺、および含み益と含み損の相殺について異議を唱えることはなかろうが、投資者は、これらの相殺・表示に対して異議を唱えると考えられる。債権者の主要な関心が当該債権の元本および利息の回収にあることから、会計的特性が同一のもの同士の相殺については反対しないと予想され、これに対して、投資者の主要な関心が効率的な投資意思決定にあることから、こうした意思決定にはキャピタル・ゲインとインカム・ゲインを混同するような会計情報は有意義とはいえないからである。

このような観点からすれば、評価損を補償するための売却益計上（決算対策）に一定の合理性が認められるにしても、ここで評価損と売却益を完全に「相殺」・「表示」することは、少なくとも、投資者は反対する蓋然性が高い。これらの評価損と売却益の関係が明示的に「表示」されているかぎり、それらを分析・利用すれば、投資者の意思決定には有益であると考えられる。

これに対して債権者は、評価損と売却益を「相殺」する決算対策にかんしては、単純にいえば、資金の裏づけのある売却益を認識・計上するについては反対しないと思われる。むしろ、資金的裏づけを顕在化させるという点では、こうした決算対策に賛意を表するかもしれない。ここで注意を要するのは、このような決算対策で企業が入手した資金の金額およびその配分先である。債権者に

⁴ ここでいう「収益としての適格性」とは、その会計的な実質において、「実現可能性（基準）」とほぼ同義である。醍醐聰『日本の企業会計』東京大学出版会、1990年、29-34頁を参照。

とって、自己の債権回収にこの資金がまわされるのなら問題はないが、その資金が株主に対する配当や従業員に対する賃金等の支払いにあてられるとしたら反対するであろう。

いずれにしても投資者も、「相殺」のプロセスが明示されるかぎり、「相殺」そのものに反対することはなかろう。債権者は多くの場合、「相殺」の結果のみの「表示」で満足する可能性が高い。投資者と債権者の双方にとって理想的なのは、「相殺」のプロセスとその結果の両方が「表示」されることである。「表示」のうえで総額主義は純額主義を内包している。

V 「相殺」と「表示」の関連性

V・1 会計処理と開示形式

このように考察してくると、「相殺」のパターンについての検討とならんで理論的に重要な点は、実質的な「相殺」と形式的な「表示」の関連性である。この関連性とは、会計処理上の「相殺」とその開示形式上の「表示」との問題である。

企業会計においては、一般に、会計処理の問題と開示の問題とは区別して論じられる。会計処理においては、会計的事象は仕訳を通じて複式簿記機構に取り入れられ、財務諸表本体において表示されるところとなる。それに対して開示では、財務諸表本体での表示を含む場合もあるが、それだけではなく、いわゆるディスクロージャー誌や脚注などにおいて表示される会計情報を意味する場合がある。開示（の一部）では、利益数値や資産額などに影響をおよぼさないという特徴がある。

本稿で問題とする「相殺」と「表示」には、こうした会計処理と開示の関連性と完全に同様ではないにしても、かなり類似した特徴がある。つまり、「相殺」は会計処理と、「表示」は開示と類似している。この認識にしたがえば、「相殺」は実質的に「評価」として機能していると考えられる。有価証券の時価評価において、このような「評価」機能は、どのようにはたらいているのであろうか。ここでの「評価」は、通常の会計的な用語法とは異なったものである。会計上、「評価」とは時価評価や原価評価という評価基準レベルでの用語法である。しかし本稿では、時価評価における「相殺」が実質的に「評価」としての機能を有している

と考える。

時価評価における「相殺」は、いくつか存在するパターンのうちのどれを相殺処理するかという点を通じて、実質的な「評価」が実行されていると考えられる。たとえば、なんらかの規準から、売却益と売却損の相殺は認めるが、売却益と評価損の相殺は容認しないとされたなら、こうした相殺処理それ自体が実質的な「評価」を構成しているといえよう。このことは単純化していると、すべての相殺パターンを容認するのであれば、そうした「相殺」には「評価」機能がないともいえる。

第I節で検討したように、相殺には多様なパターンが存在する。これらのパターンは、その会計的本質の点から、少数のものに還元可能であった。そして第I節以降での考察から導出できる結論のひとつは、債権者は、評価益と評価損の相殺のような同種同士の相殺を支持する——または反対しない——であろうが、投資者はこのようなタイプの相殺にも反対するということであった。たとえ相殺をおこなおうとも、そのプロセスを明示するのであれば、そこでは、相殺の結果のみを示す純額主義による弊害は排除され、純額主義と純額主義の双方の機能を満たすことができる。

このような認識からすると、純額主義それ自体に本質的欠陥が内在するのではなく、純額主義に至るプロセスを明示する「表示」を確保することが肝要である。開示形式上の「表示」が整備されて、はじめて会計処理上の「相殺」が意味をもつのである。

V・2 財務会計と管理会計

会計処理上の「相殺」とその開示形式上の「表示」との関連性について、別の観点からの議論も可能である。それは財務会計と管理会計という観点である。二元論的議論を展開すれば、ここでいう「相殺」は管理会計的なテーマであるといえ、また「表示」は財務会計的なテーマであるといえよう。より正確にいって、「表示」による制度上の担保がなされていない「相殺」は管理会計領域に属し、「表示」に結びついた「相殺」は財務会計に帰属するといえる。そして、「表示」と結びついた「相殺」には、先述したように、完全な純額主義と、純額主義に至るプロセスを明示した純額主義とに分かれるのである。

(1) 管理会計における相殺と表示

管理会計の場面で利用されている会計情報は、原則的に総額主義によって表示されたものが多い。これは管理会計の特性から当然である。企業の経営者や管理者そして従業員がその内部的な意思決定に必要とする会計情報は、個別具体的かつ詳細なものであることが要求される。したがって、そこで利用される会計情報の表示は、そのほとんどが完全な総額主義によっている可能性がある。しかし当然、その意思決定の内容やタイプによっては、さほど詳細な会計情報である必要はない場合がある。たとえば、経営者がその意思決定の際に用いる会計情報が詳細すぎると、その内容を的確に理解するために、膨大なコストを要するおそれがある——ここでいうコストとは、単純な分析コスト以外に、分析のために要する時間コスト、そして全体像を適切に理解できないことにともなうコストなどによって構成される——。

管理会計における情報要求と企業内における職位とは密接に関係している。企業内における職位が低いほど、基本的に、「狭く深い」会計情報を必要とする傾向があり、職位が高いほど「広く浅い」会計情報を求める傾向がある。生産ラインの管理者や従業員は当該ラインにおける詳細な管理会計(的)情報を必要としており、それらは基本的に相殺せずに、総額主義に準拠しているはずである。これに対して、経営者や上位管理者は、多くの場合、そこまで詳細な会計情報は不要であり、当該企業の全体像や方向性を把握するための概略的な会計情報を必要としている可能性がある。

このように考えてくると、管理会計において利用される会計情報は、原則的に総額主義的な処理や表示がなされているとはいえ、従業員や下位の管理者が用いる会計情報は、ほぼ完全な総額主義によっており、経営者や上位の管理者が用いる会計情報は、純額主義的なものが多い傾向にあるといえる。

(2) 会計における情報の非対称性

あらゆる情報に必然的につきまとう特性として「非対称性」がある。こうした情報特性は、財務会計における会計情報と管理会計におけるそれとの間にも、また上記の(1)で述べたような、管理会計内における会計情報においても普遍的に観察される。情報の非対称性を完全に解消することは、

理論的にも実務的(コスト的)にも不可能であり、また無意味であることが多い。

相殺の程度を高くすればするほど——純額主義に準拠すればするほど——、原則的に、会計情報の非対称性が拡大し、その反対に、相殺の程度を低くすればするほど——総額主義に準拠すればするほど——、会計情報の非対称性が縮小する蓋然性がある。もっとも、評価損益等の相殺および表示の問題と会計情報の非対称性との間に直接的な因果関係は薄い。そこでは、会計情報利用者の情報利用目的と意思決定のパターンが重要な役割を果している。

有価証券の評価損益等における相殺と表示にかんしていえば、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスという会計的な共通特性はあるにしても、相殺を極端に実行することは、財務会計レベルでの会計情報の非対称性を拡大させ、会計情報利用者の適切な意思決定を困難ならしめる懸念がある。こうした懸念が経済的にとくに重要なのは金融機関であるが、事業会社においても、その有価証券投資が一定程度以上ある会社においては、安易な相殺と表示は可能なかぎり回避すべきであろう。

このような観点から、時価評価における相殺と表示を会計制度的に充実させること——総額主義的処理を実行すること——は、経済社会的に有益なのはもちろん、個別企業にとっても、その会計情報の充実そしてそれに起因した資金調達コストの適正化というメリットをもたらす可能性がある。

むすび——展開可能性

企業会計においては、従来、総額主義と純額主義について、たとえば、貸付金と借入金のような単純な問題しかあつかってこなかった。しかし、本稿において検討してきたように、総額主義と純額主義はたんなる表示上の問題だけではなく、それは「評価」という会計処理上の問題をも内包した概念であり、また情報の非対称性を縮小するうえでも重要な会計的テーマである。本稿では、時価評価における相殺と表示を取り上げることによって、総額主義と純額主義の本質的特性を明らかにしてきた。ここで展開された「論理」は、他

の会計的概念にも適用可能であると期待される。

純額主義を排斥し、総額主義を奨励する理論的根拠として、はじめに記したが、情報量があげられることがある。情報量の多寡は会計情報利用者の意思決定にとって重要な要素であるが、もっと重要な別の要素あるいは観点もある。それは「誤解」の可能性である。はじめにあげた例でいうと、たんに貸付金30万円という表示では、あたかも借入金が存在しないかのような印象を会計情報利用者に与えることであろう。このような「誤解」をもつのは、企業外部の会計情報利用者にかぎらない。管理会計システムによって提供される会計情報を利用する管理者等においても、当該部署に直接に関係しない事柄・勘定科目にかんしては、多くの場合、財務会計システムに依存する会計情報利用者と大差はない。

会計システムにかぎらず、経済社会的な制度の構築と運用においてはコスト・ベネフィット分析が不可欠である。「完全な制度」は存在しない。制度上肝要なのは、その構築と運用についてのコストとベネフィットをどのレベルで折り合いをつけるかであり、またその負担者と享受者との妥協点の模索やそのための交渉である。

(本稿は財団法人全国銀行学術研究振興財団の2002年度研究助成金による研究成果の一部である)